

ID: 833

担当部署: ふるさと整備課

| | | | |
|---|-----------------|---------|-------|
| 処分の概要 | 物件移転費用等の納付命令 | | |
| 法令名 根拠条項 | 土地収用法 第128条第3項 | | |
| 法令番号 | 昭和26年法律第219号 | | |
| <p>【基準】</p> <p>法第128条第3項の規定による。</p> <p>第128条</p> <p>3 市町村長は、第1項に規定する費用を前項において準用する第102条の2第3項の規定によつて徴収することができないとき、又は徴収することが適当でないと認めるときは、第1項に規定する者に対し、あらかじめ納付すべき金額、納付の期限及び場所を通知して、これを納付させるものとする。</p> | | | |
| 備考 | | | |
| 設定年月日 | 平成 22 年 4 月 1 日 | 最終変更年月日 | 年 月 日 |